

平成18年度事業報告書

1. 概要

【沿革】

昭和11年	5月	商工組合中央金庫法公布（6月施行）
昭和11年	10月	設立認可
昭和11年	11月	創立総会開催
昭和11年	12月	設立登記完了、業務開始、本所及び札幌ほか6支所開設
昭和60年	4月	商工組合中央金庫法改正案衆参両院で可決成立
昭和60年	5月	商工組合中央金庫法改正法公布（6月施行）
平成18年	5月	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）成立

【根拠法】

「商工組合中央金庫法」（昭和11年5月27日法律第14号）という特別の法律に基づいて、昭和11年11月、政府が中小企業の組合との共同出資によって設立した半官半民の金融機関です。

【主務大臣】

主務大臣である経済産業大臣及び財務大臣の監督の下におかれています（法第41条）。

【目的】

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑を図るため、必要な業務を営むことを目的としています（法第1条）。

【業務内容】

①融資業務

設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業の方々が事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。

また、中小企業の方々の多様化した資金調達ニーズに応えるべく、私募債・シンジケートローン・アセットベーストレンディングや売掛債権流動化等の新しい金融手法の開発・普及にも取り組んでいます。

②預金・公金資金業務

中小企業団体（協同組合など）とその構成員（組合員）をはじめ、これらの役員の方々、公共団体、非営利法人、金融機関、債券のお取引先などから預金をお預かりしています。

③債券業務

中小企業の方々に安定した資金をご提供するため、金融債である商工債を発行して資金を調達しています。

④資金証券業務

中小企業の方々の資金調達・運用ニーズに的確に対応するため、また当金庫全体の資金調達・運用を効率的に行うことを目的として、国内外の金融市場でマーケット業務に積極的に取り組んでいます。

⑤国際業務

中小企業の事業活動を支援する総合金融機関として、外国送金、輸出入に関する業務を行うとともに、海外進出に係るご支援、海外現地法人へのご融資などあらゆる海外取引のお手伝いをしています。

⑥その他

- ・ 経営情報の提供
- ・ 中金会・ユース会に対する協力
- ・ 経済調査活動 など

【定款変更】

平成18年6月15日の通常総代会の決議に基づいて、組合の出資による資本金の増加、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令」の制定に伴う変更が行われました。

【資本金額及び増減】

平成19年3月5日に組合による出資30億円の払込みが行われました。

その結果、年度末の資本金は、政府出資4,053億6,710万円、組合出資1,173億9,790万円、合計5,227億65百万円となりました。

【所属団体】

年度間で342組合の所属がありましたが、他方、1,036組合が脱退となりましたので、694組合減少し、年度末の所属団体数は26,484組合となりました。